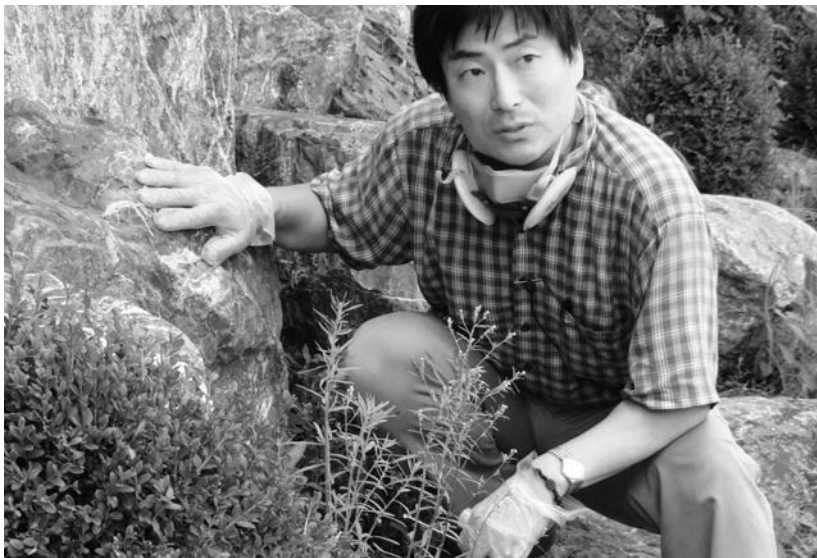


# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2010. 9.10発行〈通巻第405号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●追悼 庄田誠二委員長

石綿被害者の「労働組合」に団体交渉権を ..... 2

●連載 それぞれのアスベスト禍 その8 古川和子 ..... 8

●アスベスト報道ダイジェスト 2010年8月 ..... 10

●韓国からのニュース ..... 11

●前線から(ニュース) ..... 17

はつりじん肺損賠訴訟 第4回期日報告 大阪/労働者としての職歴  
判明し、中皮腫不支給取消 大阪

8月の新聞記事から/19  
表紙/ソウル市内の河川公園で石綿含有岩石大量にみつかる  
(右手の先:チェ エヨンBANKO委員長)

'10 9

## ■ 追悼 庄田誠二委員長 ■

# 石綿被害者の「労働組合」に 団体交渉権を

8月末日、片岡事務局次長から「7時に庄田委員長が亡くなりました」というメールが入った。9月1日に茶毘に付す予定ということだが、その日は大阪府労働委員会に救済申請している不当労働行為事件の調査期日で、とても参加できない。

実は、2週間程前からかなり悪い状態だということを知っていて、1度見舞いに行かなくてはと思いつつ、終に1度も見舞いに行くことができなかった、いや見舞いに行かなかった、という結果になってしまった。

庄田委員長は『数奇な』生き方をしてきた最後に、ニチアスの不当な石綿被害者を無視する態度に怒り、労働組合を結成し、委員長になるという道を選んだ。そして団体交渉を拒否され、奈良県労働委員会に不当労働行為の救済申請をするという、思わぬ経験をするようになった。おそらく彼の辞書には、労働組合、委員長、不当労働行為、労働委員会などの言葉は書かれていなかったであろう。

ところが、その結果、日本で初めての「退職後40年以上たった労働者の『団体交渉権認定』」という画期的な成果を産み出したの

である。寡聞ながら、退職後長期間経った後に団体交渉権を認められた従来の最長期間が、同じアスベスト・ユニオンの早川執行委員が、解雇されて6年程経ってからであったと思うので、早川氏の記録を大幅に塗り替えるということになったのも、なにか因縁めいている。

その後、庄田委員長は色々な場所に出かけて、労働組合の『団体交渉権』の話をするようになった。彼にしてみれば結構難しい話で、シンドかったかも知れないが、団体交渉権の大事さを一所懸命に訴えてくれた。

団体交渉権については、ひょうごユニオンと住友ゴムの間で争われた事件が、兵庫県労働委員会では却下されたが、その後神戸地裁で逆転勝訴し、大阪高裁でも勝訴判決は維持され、現在最高裁に係留している。神奈川県労働委員会でも団交権を認める命令が続いて出された。

これで団体交渉権を認める流れが定着するものと信じ、その多くが労働者である、あるいは労働者であった石綿被害者にとって、労働組合を作り、団体交渉で会社の責任を追及するという道が大きく開かれたと思っ

アスベスト(石綿)被害を巡り、大手耐火材メーカー、ニチアス(本社、東京都港区)の退職者らでつくる「ニチアス・関連企業退職者労働組合(組合員11人)は団体交渉権を認めない」とする中央労働委員会の決定を不服として、国を相手に決定取り消しを求める訴訟を東京地裁に起こす方針を決めた。組合員は高齢化が進み、残された時間は少ない。委員長庄田誠治さん(70)は「王寺町本町4-1」に、訴訟に臨む思いを取材した。

【大久保周】

## 踏 着 大 密

# ニチアス退職者労組・組合員11人

庄田さんは、持病の拡張型心筋症が悪化し、中

労委の決定直後から2カ月以上、大阪府羽曳野市の病院に入院している。

訪ねたのは8月上旬。点滴中だったが、怒りをにじませながら話をしてくれた。中旬になって容体が急変し、危篤状態に陥っている。

庄田さんは1946年から9年間、ニチアス王寺工場に勤務。クボタ旧神崎工場(兵庫県尼崎市)の従業員と周辺住民の石綿健康被害が明らかになったクボタショック(05年6月)の報道で、石綿の毒性を初めて知った。健診で石綿に起因する病変「胸膜プラーク」が見つかり、補償を求めて王

## 団体交渉権求め提訴へ



心臓の病気で入院を繰り返す庄田誠治さん

大阪府羽曳野市の病院で

# 「誰かが闘わないと」

寺工場を訪れたが、断られた。

「強い力には強い力でぶつからないとためだ。」

「強いつての同僚を訪ね歩いた。06年9月、国内では珍しい退職者の組合を結

成。2回にわたり団交を拒否されたため、07年4月、不当労働行為として

県労働委員会に救済を申し立てた。

この間、庄田さんの体調は悪化の一途をたど

じるよう命じた。「石綿関連疾患は非常に長い潜伏期間がある。退職時から相並期間経過した後に団交による解決が求められるのもやむを得ない」と、石綿の特殊性を考慮した画期的な判断だった。

しかし、ニチアスは決定を不服として中労委に再審査を申し立てる。中労委は今年5月、「会社は十分に対応している」と話す。

2010年8月17日 毎日新聞奈良版 庄田さんインタビュー記事

た。

その矢先に、中央労働委員会は奈良県労働委員会の救済命令を再審査し、なんと、団体交渉を拒否しているニチアスの手を挙げる、棄却命令を出したのである。

当時既に体調が優れなかった庄田委員長に、中労委が棄却したという情報を伝えた時も「あー、そう」と言っただけで、これと言った言葉はなかった。かなり体調が悪かったようだった。

中央労働委員会の命令については、現在東京地裁に命令の取り消しを求める行政訴訟を準備中である。なんだか『甲い合戦』の雰囲気になってきた。

アスベストユニオンとしては、今後は団体交渉権の重要性を、被災者やその患者家族に理解してもらい運動を積極的に展開し、あらゆる機会に訴える運動を展開することを決めた。

被災者やその患者家族で、積極的に労働

組合を作り、団体交渉を通して早急な解決を求める運動を強めていこうと思う。

最近労働組合という組織に対する信頼が弱くなっている。その原因の一つは、労働組合がモノ・カネ取りに走り、組合員も労働組合をモノ・カネ取りの道具と考えるようになったことである。この過程で、労働組合は人間の生命や健康を守るという、最も大事な仕事をないがしろにしてしまった。このことが労働組合の信頼を失わせたのである。人間の生命や健康より、モノ・カネを大事にする組織を、だれが信頼するものか。そうした意味でも、労働運動の再興を懸けた課題として、この問題を訴えていきたい。

全日本造船機械労働組合とニチアス関連産業退職者分会は第1段階として、不当な棄却命令を出した中央労働委員会に対して抗議文を送ったので、一読をお願いしたい。  
(事務局 中村 猛)

2010年8月30日

中央労働委員会  
会長 菅野和夫殿

全日本造船機械労働組合  
中央執行委員長 水口欣也

同ニチアス関連産業退職者分会  
執行委員長 庄田誠治

### 中労委ニチアス不当労働行為事件の 取り消し命令に対する抗議文

日頃、労働者の権利の確立に向けてご尽力いただいていることに敬意を表します。  
全日本造船機械労働組合は、1946年に結成された造船・機械等に関連する産業で働く労

働者の組合です。造船職場では、電気溶接などによるじん肺が昔から問題になっていました。そこで、1960年に制定されるじん肺法の制定運動に全造船も力を尽くしました。また、1981年からは、横須賀の住友の造船所などを中心に、アスベスト問題への取り組みを始めました。退職者や遺族の労災認定や裁判を支援するとともに、住友に、退職後の補償制度を作らせ、その後、他の造船大手企業にも制度を作らせていった運動経過があります。

さて、本年5月24日付で出されたニチアス不当労働行為事件に対する奈良県労働委員会命令取り消しについては、全く承服できません。

この事件は、多くのアスベスト被害を発生させてきたニチアスと、その退職者や下請労働者との問題です。アスベスト被害は、2005年のいわゆる「クボタショック」が起きるまでは、社会的には十分知られていませんでした。しかし、日本で最も古くアスベスト製品製造を開始し、リーディングカンパニーとなったニチアス（旧日本アスベスト）では、すでに1960年代からアスベストによる肺がん被害は発生していました。ところが、ニチアスはアスベストの有害性を認識し、ノンアスベスト化を進める一方で、被害者には「口止め料」を支払い、被害情報が一切世間にもれないように工作してきました。退職者に対しても、退職後に発生するアスベスト被害の可能性を知らせることはありませんでした。このような隠ぺい工作により、アスベスト被害は工場内にとどまらず、地域住民に広がり、さらには韓国にも合弁会社を作ることにより被害を及ぼしました。2006年9月、ニチアスで働き、アスベスト被害を受けた退職者や下請けの労働者や遺族が組合を結成しました。過去のニチアスの対応、一人一人を分断し秘密交渉を強いるやり方では、被害者の権利は守れないと判断したからです。しかし、今回、中労委は次のような理由で、ニチアスの団体交渉拒否は正当と言う判断を出しました。

まず、不当にも、下請け労働者については雇用関係が明確でないから、と切り捨てた上で、

- ①退職後、長期間経っている。
- ②胸膜プラークについては独自の救済案を講じている。
- ③建設的な団交ができるか重大な疑念を抱かざるを得ない言動がある。

の3点の理由をあげています。これを読んで感じるのは、残念ながらアスベスト被害についての十分な理解が中労委には出来ていないということです。

①については、以下の事をどうお考えでしょうか。

アスベスト被害は、長期間経た後に中皮腫等の発症がありうるのです。実際、車輛工場の中でアスベスト吹き付け作業を2週間やっただけで、40年後に中皮腫で死亡し、労災認定された事例があります。その潜伏期間は10～40年と言われています。そこで国は、昭和50年の安全衛生法の中の特別化学物質障害予防規則の改訂において、石綿についての健康診断の個人記録を30年間保存することとしました（現在は、石綿障害予防規則で規定）。中労委が、「退職後、長期間経っている」ことをもって、「法的安定性、明確性の側面から団交を義務付けることは疑問」とする判断は、健康診断個人記録の30年間保存を法的に義

務付けた視点からも誤った判断と言わざるを得ません。

②については、ニチアスは、企業内労働組合のゼンセン同盟ニチアス労組との間で、「在職者のじん肺アスベスト被害について、労働協約を結び、補償しています」、「退職者の被害についてはこの協約に準拠して補償しています」、「この補償制度の中には、労災として認められていない、じん肺管理区分2についても補償することになっています」（以上、奈良県労委での会社側の今中証言）と主張しています。ニチアス分会が、団体交渉で回答を求めているのは、まず、このような、現にニチアスが行っている退職者への補償制度の開示です。現役従業員のみで構成された企業内組合と会社が結んだ協約により退職者の補償を行っているなら、その内容について、在職中にアスベストを吸った退職者が知りたいと考えるのは当然のことです。退職後に発生するアスベスト被害についての補償制度が労働協約に準拠する形ですでにあり、しかもその中には労災になっていないアスベスト粉じん被害（じん肺管理区分2）が含まれているなら、胸膜プラークについてもその補償制度に加えるよう求めることは、組合として当然のことではないでしょうか。

胸膜プラークが問題視されるようになったのは、「クボタショック」以降のことであり、ニチアスの協約締結時は問題意識になかったはずです。ニチアス分会の組合員の大部分は、「胸膜プラークあり」という診断を受けていますが、将来、中皮腫などになる深刻な不安を持っているのです。それが現実化した時（労災認定された時）、現行の補償制度でどう補償されるのかという点は、当然、重要な団体交渉の議題です。つまり、そのようなことについて一切答えず、企業ではなく国が実施する健康診断をもって、一企業であるニチアスが十分な対応をしたという中労委の判断は、全般的をはずしています。また、組合ではなく、本人と弁護士が相手ならば相談に応じるというニチアスの対応を許すとは、明らかに組合への支配介入を中労委自らが認めたことであり、呆れ果てる他ありません。

③については、心臓障害のため身体障害者手帳2級をもっている70歳の庄田委員長と、同じく70歳を過ぎ、自宅2階への上り下りさえままならない仲井書記長の、一時の言動をあげつらうとは、中労委の良識を疑います。本末転倒であり、結論ありきのこじつけであると言わざるを得ません。事実、奈良県労委がビデオで確認した通り、ニチアス本社地下室で行われた交渉は、通常の団体交渉として十分成立していました。

以上、中労委の判断根拠となっている3点について、私たちはその判断が誤りであることを主張させていただきました。そのうえで、あらためて、労働委員会の存在の本旨がどこにあるのかということを考えていただきたいと思います。

アスベスト被災者は多くの場合、退職後長期間を経て発症し、企業の非協力的ため労災認定が困難となり、ましてや企業に対する損害賠償を求めることは殆どありませんでした。それが、「クボタショック」以来、ようやく国も本格的な対策に乗り出し、労災保険法の時効を超えた労災補償も可能になりました。労働組合においても企業の責任を明らかにさせ、退職後の企業補償を制度化させる動きになってきました。つまり、在職中に清算されなかった労働関係が退職後に明らかになった時、労働組合は、この問題を解決すべき労働条件の

一つと位置づけ、取り組みを始めたのです。労働委員会は、そのような動きを後押しして、退職後も含む労働者の権利の確立のために、団体交渉の実施や労働協約の締結などを労使に働きかけることこそが求められていると考えます。

ニチアス事件では、残念ながら、このような視点からは判断が下されませんでした。このことに対し、当組合は、強く抗議するとともに、本来、中労委が果たすべき役割をあらためて認識し、実行されるように求めます。

以 上

## 全国労働安全衛生センター連絡会議 第21回総会は10.30-31 松山開催

全国センターの第21回総会は、2010年10月30日（土）午後2時～31日（日）午後2時まで、愛媛県松山市内で開催いたします。

「メンタルヘルス・ハラスメント」「振動病」分科会などの詳細を企画中です。

**日時：2010年10月30日（土）午後2時～31日（日）午後2時**

**会場：愛媛県県民文化会館（ひめぎんホール）**

〒790-0843 愛媛県松山市道後町2-5-1 TEL：089-923-5111

[http://www.ecf.or.jp/m\\_facilities/index.html](http://www.ecf.or.jp/m_facilities/index.html)

**宿泊：道後温泉にぎたつ会館**

〒790-0858 愛媛県松山市道後姫塚118-2 TEL：089-941-3939

<http://www.islands.ne.jp/nigitatsu/>

**参加費：宿泊費込み13,000円**

**申込・問合せ：全国労働安全衛生センター連絡会議**

TEL：03-3636-3882 FAX：03-3636-3881

URL：<http://www.jca.apc.org/joshrc/>

## 連載 それぞれのアスベスト禍 その8

### 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

#### 家庭内職の悲劇

「ハクキンカイロは直接オイルを燃やすのではなく、気化したオイルがプラチナの触媒作用で酸化発熱する化学カイロです。クリーンかつ経済的な触媒燃焼は、空気も汚さず、ゴミの発生もない環境に調和した技術です」(ハクキンカイロホームページ)。この商品は、1962年(昭和37)年に南極観測隊が携行し、すっかり国民的商品となった。更に、「当時のエピソードが東京五輪聖火リレー最終ランナー 坂井義則さんとハクキン社長の場恒夫の対談の中で語られています。この対談は1985年ユニバーシアード神戸大会で聖火を空輸し、パラシュートで投下するという大役をハクキンカイロが果たした後に行われたものです。『東京オリンピックではハクキンカイロが聖火のスペアとして使われました。聖火は昭和39年8月21日ギリシャのオリンピアをスタート、12カ国2万キロの空輸を経て日本へ到着しました。機内の中央部に聖火が設けられ、ここに念のため3つの聖火灯が納められた聖火が置かれていたのです。しかし、その聖火灯は上下動に弱いといわれ、エアポケットに

入って大きく揺れれば消える危険もあったのです。そこで火の持続に強いカイロが予備として採用され、空のお供をしたというわけなんです。』(的場社長談)」といった懐かしい話題も載っている。

クボタショックの起こった直後に「内職で石綿を吸って、胸膜中皮腫になった」と相談の電話が有った。Aさんという60歳代の女性だった。急いでAさんの自宅を訪問して話を聞いた。Aさんは、その当時夫が働いていた工場の製品商品の一部作業を内職で行っていた。ライターのようなものの着火部分に石綿を詰めていたという。夫の働いていた工場は「ハクキン」という大手のカイロ製造メーカーだった。着火部分は石綿を詰め込むので、その細かい作業は、一般家庭の内職にも出していたそうだ。夫が退社時に内職部品を持ちかえる事も有ったという。石綿の危険性も知らずに自宅の一室を内職作業場にしていた。家庭内で仕事出来るから、幼い子どものいるAさんにとってはとても好条件だった。そして作業の近くでは子どもたちが遊んでいた。「今ふり返るとぞっとします」と涙ぐむAさん。

Aさんは、仕事が原因で発病したのだから労働災害だと考えて所轄の淀川労働基準監督署に問い合わせを行ったが「内職は労





働者性が無いので、特別加入していなければ労災は適用されない」と言われた。しかし「仕事で石綿を吸ったのだから」と、納得の出来ないAさんは休業補償給付支給請求書を会社に提出して事業主の証明を求めた。会社は「直接の社員ではないが」と言いつつも「内職をしていて石綿に曝露した」と事業主証明を書いた。私はAさんの娘さんと共に淀川監督署に提出した。予想通りに淀川監督署から不支給決定の通知が来た。その後Aさんは、翌年3月に制定された石綿救済法により療養手当を受給している。娘さんが「父は、母や私達の為に内職の仕事を運んでくれた。しかし『あんな仕事をした為に病気になった』と母が嘆き、父が責任を感じて自分を責めている姿を見るのはとても辛

い」と語っていた。

火口部について「ハクキンカイロの発熱の生命です。発熱部には、ガラス繊維に当社独自の方法でプラチナ (Pt) を微粒子の状態 で担持させたプラチナ触媒を使用しています」と自社のホームページに書いてある。今ではガラス繊維になっているが、その当時は国民的商品となり手軽に購入し活用されたので、石綿使用量もかなり有ったのではないかと思う。そしてその細かい作業は家庭用の内職として発注していた。想像するだけでぞっとするが、この様な実態はあまり知らされていない。相談のあった時は、故土井雅子さん達が盛んにマスコミに登場して石綿被害を訴えていたころだった。毎日新聞の大島記者に依頼されて取材協力をお願いしたけれども「不安だから」と断られたのが、今でも残念な記憶として残っている。

同じ兵庫医大病院で治療を受けている患者から、たまにAさんの近況が入ってくる。最近も「電車に乗るのが辛いから往復タクシーですって」と情報が入った。石綿新法には交通費支給がない。ここにもまた格差が生じている。

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881

E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

# アスベスト報道ダイジェスト 2010年8月

8/2 神戸市の建材メーカー「ノザフ」のアスベスト製品を運搬する運送会社に勤務していた福岡市の男性が中皮腫になったとして6千万円の損害賠償を求めた訴訟は、福岡地裁で和解が成立した。男性は昭和49-56年ノザフの門司工場（北九州市）で製造された石綿を含む建材を、トラックで建築現場や倉庫に運搬する仕事に従事。平成20年に悪性中皮腫と診断され、右肺の摘出手術を受け現在も治療中という。

8/19 長野県小諸、上田両労働基準監督署は、法定基準を超えるアスベストを含む製品を販売したとして、自動車付属品製造業「白鳥ガasket製造」（小諸市）と、ブレーキ部品製造業「日信工業」（上田市）の2社を労働安全衛生法違反容疑で、地検上田支部に書類送検した。白鳥ガasketは08年2月から同9月までに計9回、製品重量の0.1%を超すアスベストを含んだブレーキ部品用のパッキン38枚を販売。日信工業は同時期、白鳥ガasketから納入されたパッキンが組み込まれたブレーキなどを販売した。

8/20 アスベストを扱う工場で13年間勤務後、肺を患って死亡し、労働基準監督署が労災と認定しなかった神戸市の男性について、国の労働保険審査会が遺族の労災申請を認める裁決をしたことが分かった。裁決は4日付。男性は1963年から札幌市の工場に勤務。袋詰め石綿を開けて、塊を機械でほぐすなど、大量の石綿粉じんにさらされていたという。男性は退職後、神戸市に移り住み、08年に呼吸不全で死亡。遺族は同年、札幌中央労働基準監督署に労災申請した。

8/25 兵庫県尼崎市などで健康被害が出ているアスベスト問題で、労働災害補償制度の対象とならない患者に医療費や遺族弔慰金などを給付するため、7月から石綿健康被害救済制度の指定疾病に追加された「石綿肺」「びまん性胸膜肥厚」の2疾病について、施行後1カ月で全国13都道府県から計20人の申請があったことが、環境再生保全機構の集計（7月末現在）で分かった。救済基準に厳しい条件をつけたため、認定者は5都府県6人（認定割合30%）にとどまった。

大分県日田市は、市営住宅「三和団地」のB棟とC棟計48戸▽東部中学校音楽室▽B&G大山海洋センターの天井の吹き付け材から、法定基準値以上の「クリソタイト」を検出したと発表した。

2003年に返還され北谷町が区画整理を進めている米軍キャンプ桑江北側の返還跡地内で、地中に埋まっていた建築廃材から3月にアスベストが検出されながら、調査した沖縄防衛局が県や町に報告していなかったことが分かった。防衛局職員が同日、県と町に経過を説明し「結果的に報告が遅れてしまった」と陳謝した。廃材は現在も地中に埋まっており、町は早期処理と今後の連絡を密にすることを求めた。関係者によると、防衛省

にも詳細は報告されていなかった。

8/30 神戸港湾労働組合協議会などは、神戸港のアスベスト被害の実態を明らかにするため、石綿を扱った労働者らを登録する「石綿対策名簿」を作成すると発表した。神戸港は1970～80年代、石綿の全輸入量の3分の1を扱った国内最大の輸入港。同協議会は、神戸港で44人の石綿被害の労災認定を確認しているが、全容は不明という。協議会は、すでに労災認定された人や家族に名簿登録を呼び掛けるほか、発症していなくても石綿を扱ったことのある人に登録してもらい、企業名、時期、具体的な仕事内容などのデータを蓄積していく。9月1日から石綿相談を受け付ける電話窓口を開設する。

尼崎市などで被害が深刻なアスベストの健康被害の問題で、環境省は、患部の組織の画像をデータベース化する事業費2千万円を、2011年度予算の概算要求に盛り込んだ。同省によると、06年に始まった石綿健康被害救済制度の認定作業を通じ「国際的にも類を見ない数」の症例が寄せられているが、現在は病理標本を蓄積せず医療機関に返却してきた。電子情報として保存することで、判定の迅速化や関連疾患の研究に活用する。

8/31 市民団体「浦和青年の家跡地利用を考える会」（斎藤紀代代表）は、県庁で会見し、埼玉を含む4都県の道路用地や河川敷など46カ所からアスベストを含む再生砕石が見つかったと発表した。会見に同席したNPO「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」の永倉冬史事務局長は「再生砕石にアスベストが混入している問題は全国的に起こっている可能性がある」と指摘している。調査は同会などが2～8月に採取した約150カ所について、NPO法人「東京労働安全衛生センター」が分析した。再生砕石は建物を解体したコンクリートなどを細かく破砕し、ふるいにかけたり表面処理をしたりして、2～3センチ角の砂利状にしたリサイクル建材。見つかったのは、さいたま市大宮区桜木町の鴻沼川の川岸や浦和区岸町の個人駐車場など県内35▽香川県1▽神奈川県2▽東京都8。永倉事務局長は「雨や工事などで劣化すれば飛散する恐れもある。低濃度でも長期暴露することで肺がんの発症率が上がるなどのリスクが考えられる」と話す。一方、上田清司知事は8月23日の会見で「飛散をする可能性はほとんどない。住民の方が何か被害を受ける可能性はほとんどない」と話した。同会は会見の前に、県に請願書を提出。実態調査や混入原因の究明、対策検討委員会の設置を求めた。



## 韓国からのニュース

### ■民主労総「代行運転技士に労災を認めよ」

民主労総が、今年6月に郊外周辺循環道路で車輛に轢かれて死亡した代行運転技士の事件を公開して糾弾し、代行運転技士たちにも産業災害保険を認めてくれるように労働部に要求した。

6月26日午後9時30分頃、代行運転技士の故イ・ドングク氏がソウル郊外周辺循環道路の板橋基点4 km地点の道端で、飲酒状態のお客・パク某(41)氏の車に撥ねられて亡くなる事故が発生した。

民主労総はこの事故を個人の問題ではなく、構造的な問題と見ており、劣悪な特殊雇用職労働者の労働環境を改善するという立場だ。民主労総の関係者は「代行運転技士・クイックサービス技士・学習誌教師・看病人・貨物車技士など、非正規職中の非正規職である特殊雇用の職種が拡大している」と指摘した。

大邱代行運転技士労働組合のチェ・ヨンファン副委員長は「代行運転技士は、運転一件を処理しても、保険料・通信費・帰りの交通費・会社の使用料などを引くと4～5千ウォンしか残らない。普通仕事をする時間が午後5時から明け方7時までで、昼夜が逆転したまま仕事をし、突然心臓麻痺を起こす労働者がでるなど、健康上の問題が深刻だ。また、飲酒した客を相手にするため、日常的に暴力に苦しめられる点でも大変だ」と話した。

民主労総は劣悪な代行運転技士の労働条件を改善するために、労働部に先ず『産業災害認定』から要請する方針。民主労総サービス連盟の関係者は「代行運転技士が道で撥ねられた場合、何らの法的保護も受けられずに問題だ」とし、「労働部に産業災害の認定を要求する」と話した。2010年8月3日

民衆の声 ミム・マンジュン記者

### ■産業災害率上位事業場に地方自治体が多数／労働部、労災予防に疎かな事業場の名簿を公開

昨年の産業災害率が高かった事業場に、地方自治体が相当数含まれたことが明らかになった。雇用労働部は3日、産業災害率が高かったり重大事故を発生させた、産業災害予防にいいかげんな事業場39ヶ所の名簿を公開した。

今回公表された事業場には、昨年の規模別に同業種の平均災害率以上の事業場のうち、災害率が上位10%以内の事業場295ヶ所が含まれた。また、死亡被災者が2人以上発生した事業場のうち、死亡万人率が規模別に同業種の平均以上の事業場41ヶ所も含まれた。

全事業場の中で災害率(労働者100人当りの災害比率)が最も高いところは、地方自治体の釜山市金井区庁だった。金井区庁はシルバーロード造成事業で24人が災害に遭い、災害率が何と18.46%に達した。労働者5人

のうち1人が災害にあったことになる。

この他にも、林業で災害率が高い事業場の場合は、23ヶ所がすべて地方自治体だった。和順郡庁は公共山林育成事業で14人の被災者が発生し、災害率13.73%を記録した。高興郡山林組合(12%)、順천시庁山林所得課(10.16%)、木浦市庁公園課(9.17%)、宝城郡山林組合(8%)等も、公共山林育成事業を施工して多くの災害が発生した。

衛生と類似サービス業でも、災害率上位の事業場70ヶ所のうち2ヶ所を除いたすべてが地方自治体であった。これら地方自治体で発生した災害の中では、地方自治体所属の環境美化員に発生したり、失業対策事業を施工して発生したものが含まれている。労働部の関係者は「災害率が高かったり、災害者が多く発生した事業場に対しては、地方官署で事業場を選別して点検・監督を実施する」とした。一般事業場の場合、第一E&S株(13.76%)、トンウォン金属(株)牙山工場(9.52%)と、(株)新羅精密(8.91%)、ハンス実業(8.91%)、万都(株)益山工場(8.25%)等が高い災害率を記録した。死亡災害が2人以上で発生した事業場には、GS建設株の8人、大宇造船海洋株の6人、南洋建設株の5人、慶南企業株の5人、SK建設株の3人、太平洋開発株の3人などの名前が上がった。2010年8月4日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ 記者

■「労災隠す大企業・・・徹底的に調査しなければ」／労働部、『労災責任転嫁』の現代建設を検察に捜査依頼

8月9日、現代建設が労災死亡事故の責

任を下請け業者に転嫁した事実が明らかになり、雇用労働部が調査を始めるなど、波紋が広がっている。労働部は10日「請負契約書偽造に関与した現代建設の関係者を、偽計による公務執行妨害の疑惑で検察に捜査依頼し、担当勤労監督官を懲戒する計画」とし、「今後モデルハウス工事の場合、工事費の支給内訳など諸般の事項を徹底的に調査し、再発を防ぐ」と明らかにした。これに対して労働界は「暗黙の慣行が確認されたもので、労災処理に対する全面的な調査が必要だ」と反論した。

◇大企業は労災責任も思いのままに？＝現代建設は昨年12月に発注した京畿道水原市のあるアパートのモデルハウス工事の現場で、建設労働者1人が墜落死したが、下請け業者が元請けであるかのように請負契約書を偽造して労災責任を転嫁した。別名『元・下請けすり替え』と呼ばれるこのような形態は、建設業界では公々然とした慣行だ。労災死亡事故で処罰されれば、大規模公共工事の入札時に不利益を受けるためだ。

このように大企業が下請け関係の優越的な地位を利用して不合理な慣行を弘めているのには、これを監督しなければならない労働部が黙認するケースが少なくない。今回の事件も労働部水原支庁が、契約書の偽造が分かったが刑事告訴などの措置を取らず、『大企業座視』疑惑が指摘されている。パク・ジョングク建設労組・労働安全保健局長は「今回の事件は公然の秘密が水面上に現れただけで、現代建設だけの問題ではない」とし、「これを契機に零細な下請け企業等を対象に、類似の事例があるのか、全面的な調



対策を公社側に要求した。2010年8月16日  
毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■「石綿不感症が市民の生命を脅かす」／韓国労総・鉄道労組など共同声明／「首都圏電車区から石綿検出、分かっても隠蔽」と批判

労働市民団体が16日「韓国鉄道公社(コレイル)は首都圏の電車区駅舎117ヶ所のうち、59%(69ヶ所)で石綿が検出された事実を把握したが、公開もしなかった」と批判を始めた。公社が発表した石綿実態調査によると、数百万人の鉄道を利用する市民が1級発癌物質である石綿に曝露し、公社はこれに手を拱いた。

韓国労総・鉄道労組・韓国石綿追放ネットワーク・環境保健市民センターは、「今回石綿問題が確認された駅舎は、首都圏の広域電車網のうち地下駅を除いた117の地上駅舎で、コレイルが管理・運営を行ってきた」。「報告書によれば1105ヶ所(21%)で白石綿が2～15%の濃度で検出された」と明らかにした。

これらは「2千万人以上の首都圏の市民が使う広域電車網の半分を越える駅舎で石綿が検出されたのに、これを公開せず、迅速な安全措置も取ろうとしないコレイルの安全不感症は、非難受けて当然だ」とし、「調査結果を直ちに公開し、各該当駅舎に注意警告を出すように」要求した。

更に「乗り場と待合室など、市民が直接使う空間と、駅事務所と事務室など職員が使う空間に、緊急の石綿飛散防止措置が必要だ」とし、「また、精密な補完調査を実施し、駅舎ごとに石綿地図を作成・公開し、市民の生命を脅かす首都圏の電車区の石綿問題の

解決を急がなければならない」とした。2010年8月17日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■経歴30年の印刷工、白血病で業務上災害認定／密閉された室内作業場で有害物質使用

30年余り印刷工として働き、白血病に罹った労働者が業務上災害として承認された。

22日、労務法人・労災によると、17才の時から某大学の出版文化院で印刷工として仕事をしてきたユ・某(45)氏は、昨年11月に高熱と咳、体重減少など新型インフルエンザと疑われる症状でタミフルの処方を受けた。しかし症状が緩和されず、ある大学院で骨髄検査を受けた結果、急性リンパ球性白血病と判定された。

これに対しユ氏は勤労福祉公団に療養申請を行い、公団は最近ユ氏の白血病を業務上災害と認定した。普段、飲酒と喫煙をしなかったユ氏は、30年余りを印刷工として仕事をしながら、密閉された室内作業場で印刷用インクなどを使った。また、印刷機洗浄剤の軽油とベンゼン・ソルベントなどを持続的に使い、出版物を製本する時は接着剤を使った。ユ氏はこのような有害物質を使ったことを証明して、業務上疾病と認められた。

ムン・ウン労務法人・労災の代表労務士は「有害物質を取り扱う事業場で作業する労働者の場合、いつも自身が扱う有害物質が何かが分かりにくいから、労災承認のためには関連専門家たちの助けが必要だ」として

「特にベンゼンや放射線などに曝露する印刷工・石油化学労働者・放射線技士などの場合、白血病のような病気が発生したとすれば、業務上疾病を疑ってみる必要がある」と話した。

一方、労務法人・労災は韓国白血病患者友会と共同で、来月30日まで職業病・労災保険無料相談を実施する。白血病・肺癌・慢性腎不全などの疾患に対して、職業病専門の労

務士らが無料相談を実施する予定だ。アン・キジョン韓国白血病患者友会代表は「白血病患者の場合、毎年4千万～8千万ウォンの治療費が必要とされ、患者・家族らの経済的負担が非常に大きい」として「患者の職業歴をよく調べられて、さらに多くの患者が労災保険の恩恵が受けられると良いのに」と話した。2010年8月23日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

## アスベスト禍はなぜ広がったのか

### 日本の石綿産業の歴史と国の関与



世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかったのかを問う。

中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編

日本評論社 A5判 248ページ  
定価 2520円

頸肩腕障害などの  
上肢障害  
認定マニュアル

労働者住民医療機関連絡会議  
全国労働安全衛生センター連絡会議 編



## 頸肩腕障害などの 上肢障害 認定マニュアル

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労災問題に取り組んできた医師・労働安全衛生センター・NPOの実践的経験、労災申請のための医師意見書例を掲載し、上肢障害に関心を持つ医師・医療ソーシャルワーカー・労組関係者などの必携マニュアル。

編集 労働者住民医療機関連絡会議  
全国労働安全衛生センター連絡会議

発行 アットワークス tel:06-6920-8626  
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/28.html>)

体裁 A5判・290ページ・ソフトカバー  
定価 1,995円(本体1,900円+税)

# 前線から

## はつりじん肺損害賠償訴訟 第4回期日報告

大阪

秋に入り、だいぶ涼しくなってきた。9月16日の第4回期日は、いつにも増して傍聴席が埋まっていた。もっとも、被告側の傍聴人も増えている。おそらく、夏の間、各原告が汗とともに絞り出した記憶に基づいて作成された陳述書に被告関係者の名前が出ているからであろう。「こんなはつり屋、覚えていないか？」と会社から言われて当時の監督や所長が出てきたのかもしれない。今度、原告に傍聴席に知った顔がなかったか聞いてみよう。

### ■原告の陳述書

今回、原告から提出された書面には、各現場の詳しい作業内容など、原告本人だからこそ知っている事実が記載されている。本件では資料として提出できるものが少ないため、現時点で本人の記憶から出せるだけ

のものを全て出し切ったことになる。これら原告の示す事実に対し、被告から最低でもそれぞれの現場について認否をしてもらわなくてはならない。

しかし、この日、まず噛みついてきたのは飛島建設の代理人であった。飛島建設は、現在のところ3人の原告が訴える作業現場について、その現場を請け負った事実の認否をしていないばかりか、答弁書に「調査の上、追って答弁する」と書かれたきりである。また、その2ヶ月後に提出された準備書面には「被告においてすべての事実関係を調査することは困難であるので、原告から基本的な書証が提出されるのを待って認否することとする」とだけ書かれている。このように提訴から10カ月経っても当初を除けばわずか10

行程度しか書面にしていない被告の代理人が、「原告から提出された陳述書に対しては、認否できない」と言い出した。陳述書は証拠であり、主張ではないから、という理由らしい。しかし、植田さん、矢野さんは現場の責任者などよく覚えており、陳述書には作業内容も含めて細かく記載してある。そのため、今回提出された陳述書こそ、被告のいう「原告からの基本的な書証」にあたるものであり、少なくとも被告は現場の認否くらいはできるはずである。

原告7名の80か所におよぶ現場の認否を初回期日までにすべて行った竹中工務店のような被告もあれば、たった3名の現場に対する認否もしようとしない被告もある。残念ながら今回の裁判では後者の方が多く、原告からは「いっぺん、被告企業に乗り込んで文句を言いたい」という声もあがれば、支援者からも「裁判だけではなく、労働組合のような形で会社と交渉することも検討するべきでは」という意見も出てい



る。今後、被告毎に裁判が進んでいくとしても、対応の悪い被告に対しては、原告が乗り込んでいって直談判を行う必要もあるかもしれない。

### ■意見陳述

今回の意見陳述は浜川さん、知念さん、安里さんの3名である。3名とも人前で話すことは得意ではない。しかし、「これだけは言っておきたい」ということを、端的にまとめてきてくれた。ただ、練習する時間もほとんどなく、ぶっつけ本番に近い状態で陳述に立ったため、さすがに3人とも緊張して、ときどき詰まりながらなんとか終えることができた。

一番手を引き受けてくれた浜川さんは大林組の労災隠し体質を自らの経験に基づいて批判し、いつも温和で大人しい知念さんは、はつり作業を続けているうちに肺ばかりか耳まで悪くなったこと、そして村本建設には、一度倒産したとはいえ、村本建設に責任を取ってもらいたい、と息切れに苦しみながら陳述書を読み上げた。

最後に安里さんが設備会社でもはつり作業があったこと、設備会社におけるダクト入れ換え作業は一般的なはつり作業よりほこりがひどいということ述べたが、詳細に書かれた安里さんの作業内容などについて、被告である設備会社の一つ、大気社からは安里さんが所属していた金田工務所に対してはつり作業を発注した事実はない、という。陳述書と準備書面を苦

労して作成した安里さんだが、もうひと山もふた山も困難を超えねばならない。

いずれにせよ粉じんにまみれながら家族のために一生懸命働いてきたこと、じん肺に罹患して苦しんでいることを、これまで12名が陳述してきた。次回11月11日、最後の3名が意見陳述に立つ。午後3時より、意見陳述は、伊良皆さん、新垣さん、福本さんです。

## 労働者としての職歴判明し、中皮腫不支給取消

大阪

労災保険は労働者であるが特別加入履歴のある事業主だけに適用される。

いわゆる「労働者等」を対象とし、一人親方、事業主であったり、そうした経歴のあって職業性疾病を発症した場合の労災適用の適否判断は、疾病によって行政取扱いに違いがある。たとえば、中皮腫の労災認定基準では「原則1年以上の労働者等としての石綿曝露歴」が要件とされている。

Uさんは「1961年頃

から東大阪市にあるO製作所で塗装工として働き、1986年にU工業株式会社を設立、独立した。」という経歴をもつ。

2008年3月頃、胸膜中皮腫を発症し、現在、療養中だ。手術はしていない。O製作所ではディーゼルエンジン発電機を製造していたが、発電機に防音、断熱、ラギングで使用された石綿シート、石綿糸の取扱いがあった。Uさんの中皮腫は、これら作業で直

接、間接に曝露した石綿が原因とみられた。

Uさんは、労災適用のない人向けの救済給付の申請を環境保全機構に行くと同時に、東大阪労基署に労災請求を行った。（その後、救済給付は認定された）UさんはO製作所入社当時から社会保険加入履歴がなく、その後、下請業者として独立するに至ったという経過があったが、独立するまでは労働者であったとして労災適用を労基署に求めたが同署は不支給とした。

理由は「Uさん本人は加入履歴がない一方で、O製作所の会社としての厚生年金加入は1949年からであり、労働者であるUさんの加入記録がないというのは著しく不自然。Uさんは構内下請だったというO製作所関係者の証言もある」ということだった。

Uさんは不支給の取消を求めて審査請求した。

Uさんは、58年まで別の会社の厚生年金加入記録があり、61年から86年のU工業設立前まで国民年金に加入していた。原処分段階ではおおまかだった、

この58年から61年、それ以降の就労実態について、Uさんに改めて詳細に聞いたところ、次のようなことが明らかになった。

Uさんは、58年頃まで所属した会社と関係のあったSさんという塗装さんと懇意になり、Sさんのところ（S塗装）で住み込みで働くようになった。

つまり、59年頃からS塗装の住み込み労働者として塗装業に従事した。そのうち、Sさんの娘さんと63年に結婚して新居に引っ越した。64年に長男ができて、しばらくしてS塗装から独立した。この間、O製作所での仕事に従事するようになったが、これは、O製作所における構内下請であったS塗装の労働者としての仕事だった。

これらの内容をについて、Uさんだけではなく、Sさんの息子さんが証言したくれた。

これらの申立を受け大阪労災保険審査官は、当時の住宅地図上にSさん宅を確認、周辺住民の聞き取りによって、59年当時、UさんがS塗装の住み込み労働

者であったことの証言が得られた、ということから、Uさんが「59年から64年頃までS塗装の労働者であり、少なくとも、61年から64年までO製作所での塗装作業を行い、その作業では石綿曝露があった」と認定して、不支給処分を取り消した。Uさんは「原則1年以上の労働者等としての石綿曝露歴」という認定要件を満たすと判断されたわけだ。

今回のケースは、本人の申立の不十分さというよりも、東大阪労基署における職歴聴取が不徹底、不十分であったと言わざるを得ない。

石綿曝露と特異的に関連がある「中皮腫」の約半分に対して、労災適用されていないという実態がある。理由はいくつか考えられるが、Uさんのように、「労働者としての石綿曝露歴が確認できない」として、安易にも、労災補償制度が適用されない事例が相当数あるとみられる。

確実かつ早急な対応が求められている。

# 8月の新聞記事から

- 8/1 埼玉県秩父市大滝の県防災ヘリコプター墜落事故現場へ取材に向かった日本テレビ記者とカメラマンが遭難、死亡した。死因はいずれも水死で、2人が何らかの原因で滝つぼに転落しておぼれ、発見場所まで流された可能性がある。
- 8/3 静岡県東伊豆町の動物園「伊豆アニマルキングダム」で、飼育員が、獣舎で飼育中のサイに角ではじき飛ばされ、コンクリートの床で後頭部を強く打ち、頭の骨を折る重体。飼育員は別の男性飼育員と、白内障のサイの治療に当たっていた。針のない水鉄砲型の注射器で、横たわったサイの左目に目薬をかけたところ、サイが突然起きあがり、目で横山さんをはじき飛ばした。
- 8/5 横浜市磯子区の東京ガス根岸工場で、ガスバーナーを使った作業中にガスに引火して爆発し、男性作業員4人が全身にやけどを負い、いずれも重傷。4人は同社の下請け会社「日東エンジニアリング」の男性作業員。工場内の新しいプラントの建設工事で、直径70センチのガス管に腐食防止用のシートを巻くため、ガスバーナーでガス管を乾燥させる作業をしていた。
- 8/6 中国山東省煙台市招遠の金鉱で、ケーブル火災が起き、7日朝までに作業員14人の死亡が確認された。負傷者は数十人に上り、さらに8人が坑内に閉じ込められているという。火災発生当時、計329人の作業員が坑内にいた。  
7月の全国の自殺者は昨年7月より55人(2.0%)増えて2838人だったことが警察庁の統計で、分かった。月別自殺者数は前年同月より少ない状態が続いており、前年を上回るのは昨年8月以来となる。
- 8/16 黒竜江省伊春市の爆竹工場で、爆発事故が発生、19人が死亡し、5人が行方不明、153人が負傷した。工場では51人が作業をしており、そのうち9人が死亡、35人が病院に運ばれ、5人が行方不明。隣接する泰樺木業工場では従業員108人のうち8人が死亡、35人が病院に搬送された。通りを歩いていた市民2人が死亡、5人が行方不明になっている。その後、同市政府は「直接の死者は30人、行方不明者は3人、関連した死者は3人」となり、死者と行方不明者が当初発表と比べて大幅に増えていることから、中央政府は調査に乗り出すことを決めた。
- 8/18 海上保安庁の5人乗りヘリコプターが香川県多度津町の佐柳島と小島を結ぶ長さ約1.2キロ送電線に接触して墜落し、機長ら4人が死亡。司法修習生向けに計画した2回のデモ飛行の合間だった。
- 8/20 奈良県上北山村の川で平成20年、同村立上北山中学校教諭が生徒と遊泳中におぼれて死亡したのは公務中の災害だとして、遺族が地方公務員災害補償基金奈良県支部が決定した公務外認定処分の取り消しを求め、奈良地裁に提訴した。遺族は同年11月同支部に公務災害認定を求めたが、「教諭が川に飛び込んだのは公務から逸脱している」と請求を退けた。この決定を不服とし、同支部審査会に審査請求をしたが、今年3月に棄却されていた。
- 8/22 チリ北部アタカマ州の鉱山で5日に落盤事故があり、行方不明になっていた33人全員が地下約700メートルの避難所で生存していることが確

認された。避難所には食料や水、通気孔があり、17日間にわたって生存が可能だったとみられる。

8/26 三菱製紙の技術職主任だった男性が虚血性心疾患によって55歳で死亡したのは過労が原因だとして、家族が向島労働基準監督署の遺族補償給付不支給処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、東京地裁は労災と認定し請求を認めた。男性は1999年5月の死亡当時、東京都内にある工場で品質判定やクレーム対応などを担当。出張途中で駅で倒れ、病院で死亡した。死亡前の半年間は所定外労働時間が1カ月平均で84時間だった。

新潟県のJA佐渡の男性職員(48)が自殺したのは業務が原因として、母親が遺族補償年金を不支給とした佐渡労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟の判決で、新潟地裁は、「共済の借名契約に関する面談調査が過大な心理的負荷を与えた」として自殺を労災と認めた。男性は目標を達成するため95-04年ごろ、他人名義で契約して自分で共済金を負担する「借名契約」を16件結んだ。理事長ら幹部は06年8月24日と28日、男性と面談し、借名契約を確認。29日に報道機関に公表した。男性は30日自殺。判決は、28日の面談が約3時間に及び、幹部が私文書偽造になる可能性を告げ、糾弾調だったこと、男性が面談後「死ぬしかない」と言ったことなどを指摘。男性が28日から29日にかけて精神障害を発症したと認定し、業務と自殺との因果関係を認めた。

奈良県立三室病院の臨床研修医で、04年に過労死した男性(26)の遺族が、遺族補償一時金の算定に未払いの時間外労働が含まれていないのは不当だとして、支給決定の取り消しを求めた訴訟で、奈良地裁は、地方公務員災害補償基金奈良県支部の決定を取り消す判決を言い渡した。裁判長は「一定の時間外労働があった」と認定。「在院時間から正規の勤務時間などを除いた部分について全く考慮しないのは違法」と判断した。男性は04年1月インフルエンザと診断された翌日に心室細動を発症して死亡。遺族が公務災害の認定を求め、再審査の結果07年に公務災害と認められた。

8/30 平成19年12月に公立八鹿病院(養父市)の男性医師が自殺したのは「長時間勤務と上司のパワハラが原因」として、遺族が地方公務員災害補償基金県支部に行った公務上認定請求について同支部は、自殺を公務上の災害と認定したと遺族に通知した。代理人によると同支部は長時間勤務は自殺の要因と認めたと、パワハラについては判断しなかったという。医師は19年10月に整形外科の勤務医として同病院に赴任。同月に約190時間、翌月も約160時間と地公災自殺認定基準を上回る時間外勤務が続いたほか、上司による暴言や行き過ぎた叱責で12月上旬にうつ状態となり、同月10日に自殺した。

8/31 仕事での事故で両腕などに障害を負った山梨県中央市の男性が、障害等級の認定が低すぎるとして甲府労働基準監督署の障害補償給付決定取り消しなどを求めた訴訟で、甲府地裁は、請求を認めて決定を取り消す判決を言い渡した。「原告は文字を書くのも著しく困難な状態にあり、軽作業のみが可能。障害等級の認定基準では第7級に当たる」と述べ、第9級に当たるとした労基署の決定を違法とした。